

中小河川の不法投棄防止

質問(相馬大蔵議員) 中小河川へのごみの不法投棄について伺います。

答弁(市長) 本市は、平成六年に「環境保全都市宣言大田原」を宣言し、平成八年には「大田原市の豊かで美しい環境を守り、創造し、後世に引き継ぐ条例」を施行し、市民の皆様とともに各種の施策を積極的に推進しながら豊かで美しい自然と人間の共生を目指すまちづくりに努めているところであります。



路肩カラー舗装化を進めています

しかし、残念ながら、不法投棄等は後が絶えないのが現状であり、毎年三十トン近い不法投棄が発生しております。こうした悪質な不法投棄を未然に防ぐために、現在、これら不法投棄の防止対策として、ポイ捨てや不法投棄禁止の啓発看板や監視カメラの設置、市が委嘱した四人の不法投棄監視員により巡回パトロールの実施、さらには環境全般について支援をいただいております保健委員の皆様による情報の提供

小学校の通学路について

質問(井上泰弘議員) 小学校の通学路について伺います。

答弁(建設部長) 市内小学校二十三校の通学路につきましては、平成二十年度にすべての学校に対してヒアリングと現地調査を行いました。学校側の要望、通学路の確認、さらに通学路の危険箇所など、通学路に関する詳細な調査結果を把握しております。今後、これらの調査結果を踏まえ、随時整備を図ってまいりたいと考えております。

等により、その防止、発見に努めているところでございます。また、こうした現状を市民の皆様知っていただき、地域の目で監視をし、市民の皆様方と行政が一体となつて不法投棄撲滅を図っていくことが大切ではないかと考えております。さらには、毎年実施しております一斉清掃や地域ボランティア活動の輪を市内全域に広げながら、市民一人ひとりの責務として、本市の豊かな水質、水資源や自然環境を大切に守り育てていくための啓蒙活動を今後一層推進していきたいと考えております。



監視カメラを設置し、不法投棄を防ぐ

各小学校を中心とした半径一キロメートルの歩道設置状況は、通学路延長は百二十二キロメートルであり、歩道の設置率は国道で76.4%、市道で23.5%であり、平均しますと38.3%であります。

整備してありまして、整備延長は六千九十三メートルとなっております。昨今の国財政状況が厳しい中、公共事業費が削減されており、子供たちが毎日利用する通学路の歩道整備や危険道路の拡幅改良などにも早期に着手し、積極的に交通安全対策を図ってまいります。具体的整備方法としては、歩道設置が最も効果があることは確かですが、用地取得に時間を要することや財政上の制約もあることから、比較的事業費が軽減できる路肩カラー舗装を活用して、できるだけ数多くの箇所を整備してまいりたいと考えております。